

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する  
法律第128条第1項第1号（特定被災区域内の事業者）  
の申請手続きについて

◇ 提出書類

- (1) 認定申請書（様式）… 2部
- (2) 営業業種の証明書類（商業登記簿謄本の写し。または許認可証の写し。）
- (3) 申込理由書（別紙）
- (4) 最近3か月及び震災の影響を受ける直前の同期（原則として平成23年2月以前とする）の月別の売上高がわかるもの（最近3か月にあっては試算表または売上帳等、震災の影響を受ける直前の同期にあっては法人事業概況説明書または損益計算書等の確定申告関係書類）

◇ 認定基準

- ひたちなか市において震災以前から継続して事業を行っている者であって、東日本大震災に起因して、その事業に係る当該震災等の影響を受けた者。
- 最近3か月間売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）が震災の影響を受ける直前の同期に比して1.0%以上減少していること。

◇ 注意事項

- (1) 証明書類については、原則として、商業登記簿謄本（コピー可）または公的機関による許認可証の写しを提出すること。
- (2) 商業登記簿謄本に記載される業務内容は、現に営んでいる業務内容と同一であること（記載事項を変更している場合、変更前の謄本は不可とします）。また、謄本の発行日は、申請日から概ね1年以内のものであること。
- (3) 公的機関による許認可証は、許認可の期間が設定されている場合は、当該許認可の期間内のものであること。
- (4) 商業登記簿謄本、許認可証のいずれも存在しない場合は、確定申告書など、営業業種が記載されている文書の写しを提出すること。
- (5) 売上高の計算に用いる最近3か月間とは、原則として前月までの3か月間とすること。当月10日以降の認定申請において、前々月までの3か月間を売上高の計算に用いる場合は、その理由を申告すること。
- (6) 認定申請に際し、申請者が金融機関担当者等に事務を委任する場合は、委任状を提出すること（委任状の様式は任意とします）。

◇ 提出先      ひたちなか市役所 経済環境部 商工振興課  
TEL 029-273-0111（内線1342）FAX 029-276-3072

様式

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の規定による認定申請書

令和 年 月 日

ひたちなか市長 殿

申請者

住所

氏名

印

私は、東日本大震災に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 特定被災区域内での事業開始年月日 年 月 日

2 最近3ヶ月間の売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

減少率 % (実績)

A : 震災の発生後最近3か月間の売上高等

円

B : 震災の影響を受ける直前のAの期間に対応する3か月間の売上高等

円

(注) 本様式は、東日本大震災の発生後3か月間の実績が集計済みである場合に使用する。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ② 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、震災復興緊急保証の申し込みを行うことが必要です。

# 申込理由書

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号関係)

申請者

住所

氏名

印

## 1. 経済環境の変化による影響及び経営上の困難な状況

[最近3ヵ月の状況と震災の影響を受ける直前の同期の状況]

区分	最近3ヵ月の状況 (A)	震災の影響を受ける直前の同期の状況 (B) (平成 年分)
	売上高(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高)	売上高(建設業にあっては、完成工事高又は受注残高)
月	円	円
月	円	円
月	円	円
合計	円	円

(震災の影響を受ける直前の同期の状況(B)に平成23年3月以降の売上高等を記載する理由)

## 2. 申請理由

- 市制度を利用するため [  自治金融  振興金融  特別融資 ]
- 県制度を利用するため
- 民間金融機関から融資を受けるため
- その他

## 3. 資金の必要な理由 (資金内容・金額等)